

高知県国際交流協会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県国際交流協会運営費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象経費)

第2条 県は、「高知県国際交流推進基本構想」、「高知県国際交流ビジョン」及び「高知家・多文化共生推進プラン」に基づき、地域における国際交流や多文化共生の推進に寄与する公益財団法人高知県国際交流協会(以下「補助事業者」という。)の運営及び事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の対象、補助率等)

第3条 補助の対象、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であり、補助事業者が県税の納税義務者である場合に県税の滞納がない(県税の納税義務がない場合は、別記第2号様式の申立書により証明すること)と認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、補助事業者が海外県人会及び友好交流団体に対して補助金を交付するときは、同様の条件を付さなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分等の変更(複数の経費区分(別表第1に掲げる経費区分をいう。以下同じ。)間で補助金の流用を行う場合にあっては、流用を行うそれぞれの経費区分において、当該経費区分に該当する補助金額の30パーセントを超えない額の変更を行う場合を除く。経費区分間で流用を行わない場合にあっては、それぞれの経費区分にお

いて、当該経費区分に該当する補助金額の 30 パーセントを超えない額の減額を行う場合を除く。) をする場合は、事前に別記第 3 号様式による変更等承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、事業費と管理費をまたがる流用を行う場合にあっては、事前に別記第 3 号様式による変更等承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に前項の変更等承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から 5 年間保管すること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 7 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとする。

- 2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業の完了の日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 15 日までとする。
- 3 補助事業者は、第 6 条第 8 号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入

控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者が補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産のうち、その価格が50万円以上の財産（以下この条において「取得財産等」という。）については、規則第19条第1項の規定により知事が処分を制限する。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（次項において「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ別記第7号様式の処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第8条第1項に規定する実績報告書に添えて提出しなければならない。
- 4 知事は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号及び第 7 号、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 9 月 14 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 10 月 29 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

対象事業		経費区分	内 容	補助率	
通常事業	(1) 協会事業費	① 県民主体の国際交流・協力活動の促進	各種分野での民間国際交流団体等を育成し、その活動を活性化するために要する経費	定 額	
		② 国際交流・協力活動等の情報の収集及び提供	高知県内外の国際交流・協力活動の情報を提供・強化するために要する費用	定 額	
		③ 民間国際交流・協力団体活動の促進	民間の国際交流・協力関係団体との連携、助成等を行うために要する経費	2分の1以内	
		④ 在住外国人との共生	研修生及び留学生を含めた県内在住の外国人が、快適でゆとりのある生活ができるための支援に要する経費	2分の1以内	
			オンライン・ICT等を活用した日本語教室の開催及び地震対策を行うために要する経費	定 額	
			日本語教育有資格者の紹介体制構築に要する経費	定 額	
		⑤ 友好姉妹都市交流の推進	高知県と友好交流等提携先との交流推進を行う民間団体への間接補助金。その補助率は、対象経費の2分の1以内とする。	高知県と友好交流等提携先の学生等交流推進に要する経費	定 額
		⑥ 海外県人会活動への支援	海外県人会活動の支援に要する経費	定 額	
		(2) 協会管理費	① 人件費	役員報酬、職員の給料（県からの派遣を除く。）、各種手当、共済負担金等に要する経費	定 額
	② 一般管理費		事務所の賃借料、光熱水費、各種手数料等に要する経費		

		③退職給与引当 金	職員の退職金を確保するた めに要する経費	
--	--	--------------	-------------------------	--

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。